

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、一時保護施設の職員の資格要件等を変更するものです。

【法令改正の背景】

虐待を受けた児童等への対応の強化等を図るため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を定める児童福祉法等の改正が行われました。

また、一時保護施設に配置される児童指導員について、その資質の向上とともに専門性の確保を図るため、資格要件を見直す省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を、児童指導員として任用することができることとします。
- ②条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。

【施行期日】

- ①については、令和8年3月1日
- ②については、公布の日